

## 日本国際看護学会 国際活動委員会 規程

### 第 1 条 (名称)

日本国際看護学会は、会則第 13 条にもとづき、理事会のもとに国際活動委員会（以下、委員会という）を置く。

### 第 2 条 (目的)

委員会は、国際看護に興味、関心をもつ研究者、教育者、実践者間での交流を推進し、互いの国際看護に関する知識や看護技術を向上させることを目的とする。

### 第 3 条 (活動)

委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 国際看護を担う教育者、研究者の交流会や研修会の企画と運営
- (2) 国際看護に関心をもつ学生の研修会の企画と運営
- (3) 国際看護に関するイベントや交流会の企画と運営
- (4) 国際協力機構やボランティア団体との連携
- (5) 諸国の国際看護学会や研究者との連携

### 第 4 条 (構成)

委員会は、委員長 1 名を含む計 5 名程度で構成する。委員長には、理事を充てる。委員の選出にあたっては、委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し、承認を得る。委員の任期は原則として 3 年とする。ただし、再任は妨げない。

### 第 5 条 (会議)

委員長は委員会を招集し、その議長をつとめるとともに、委員会事務を統括する。委員会は、委員の過半数以上の出席（委任状による出席を含む）をもって成立し、出席委員の過半数をもって議事を決する。

### 第 6 条 (会計)

委員会の決算は、毎年理事会に報告し、承認を受ける。

### 第 7 条 (規程の変更)

本規程の改廃は、理事会における決議を経て総会に報告しなければならない。

### 第 8 条 (その他)

この規程に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り、理事会の承認を得て定める。

### 附 則

この規程は、2017 年 4 月 1 日から施行する。